新発田市ホームページ・バナー広告の募集について

広告の募集内容・規格・掲載料など

1 募集内容

(1)募集枠数

バナー広告…5枠(応募多数の場合は抽選)

(2) 掲載期間

令和7年4月1日~令和8年3月31日

(3) 掲載場所

プロローグページ下部、トップページ下部 (パソコン版スマホ版共通。赤枠部分、掲載位置の指定はできません)





2 広告掲載料金

掲載期間	掲載料(税込)
1か月~5か月	1か月15,000円 × 掲載月数
6か月~11か月	1か月13,500円 × 掲載月数
12か月	144,000円 (12,000円×12か月)

[※]掲載期間が6か月以上になると、1か月当たりの掲載料が割安となります。

3 広告の規格等

大きさ	縦60 ピクセル × 横140 ピクセル
形式	GIF 形式 (アニメーションを用いる表現は不可とする)
データ容量	4KB 以下
デザイン・色彩等	当市のホームページと調和の取れたものとすること。
	また、文字色と背景色の明度差(コントラスト)を十分確保
	するとともに、文字背景に画像又は写真を使用する場合は、
	文字の周囲を縁取るなど、文字を読みやすくすること。
その他	① 利用者が、市ホームページのコンテンツの一部であるか
	のように誤認するおそれがないものとすること
	② 次の表現を含んだバナー広告は禁止とする
	・利用者の意思に反した動きをしたり、利用者に誤解を与
	えたりする表現
	・その他、市長が不適切と判断した表現

広告掲載までの手順

1 申込み

所定の申込書(様式第1号)に必要事項を記入し、担当課へ直接、郵送またはEメールで提出してください。市ホームページの「電子申請」からも申込みできます。

2 広告掲載の決定と通知

申込み受付後審査を行い、掲載の可否を「新発田市ホームページ広告掲載可否決 定通知書」でお知らせします。

3 広告掲載料の払い込み

掲載決定の場合は、「掲載可否決定通知書」といっしょに「納入通知書」を送付します。納入通知書に記載されている市指定金融機関で、納付期限までに掲載料金を一括で納めてください。

県外の事業者など、市指定金融機関が近くにない場合はご相談ください。

4 広告データ・原稿の作成と提出

バナー広告の原稿は、広告主の負担で作成してください。また、掲載決定の通知の際に、提出期限をお知らせしますので、期日までに提出しください。

期限までに納付が確認できない場合、掲載を取り消す場合がありますので、ご注 意ください。

5 その他の注意事項

掲載できない広告もあります。詳しくは、添付ファイルの「新発田市広告掲載要綱」、「新発田市広告掲載基準」をご覧ください。

【市ホームページの閲覧状況】

市ホームページは、令和6年実績では、年間約450万件のアクセスがありま した。高い宣伝効果が見込まれるバナー広告を、どうぞご利用ください。

広告代理店を通して申し込みをされる場合

広告代理店等を通して申し込みをする場合は、「委任状」も提出してください。

委任状の提出があった場合、以後の連絡や納付書を含む書類の送付は、申し出がない限り、すべて代理者あてとなります(納付書の納入者名は広告主名となります)。

代理者は、「新発田市広告掲載要綱」及び「新発田市広告掲載基準」をよく読み、 広告が禁じられている事項や表現などを確認し、遵守してください。

【申込み・問い合わせ先】

〒957-8686 新発田市中央町3丁目3番3号 ヨリネスしばた5階

新発田市みらい創造課 広報広聴係

TEL: 0254-22-3030 (内線 1552~1555)

0254-28-9532 (直通)

FAX: 0254-22-3110

E-mail: mirai@city.shibata.lg.jp